

## 開発教育研究者育成奨学金「2026年度募集要項」(案)

### 1) 背景・趣旨

持続可能な開発のための教育(ESD)の「ESD for 2030」への更新やユネスコ国際教育勧告の50年ぶりの改定にみられるように、SDGsや地球的課題の実現に向けて教育が果たすべき役割に対して、国際的な期待が寄せられています。また、現行の学習指導要領でも「持続可能な社会の創り手」の育成や「主体的対話的で深い学び」の実現が明記されています。

このように国内外の教育環境や教育政策が変化するなかで、当会は「共に生きることのできる公正で持続可能な社会」の実現に向けた諸事業を拡充していきたいと考えています。しかし、そのためには、その基盤となる調査研究の質の向上と内容の充実が必要であると考え、国内外の大学院の学費給付を内容とする本奨学金を創設しました。

本奨学金制度は、開発教育分野の調査研究を今後担っていく若手・中堅の研究者を育成することを目的とし、日本における開発教育の一層の普及推進に寄与しようとするものです。

### 2) 応募資格

応募者は、次の①から⑤の応募資格をすべて満たす必要があります。

- ①NPO法人開発教育協会(DEAR)の個人会員を2年以上継続しており、今後も継続する意思があること。
- ②地域や組織(学校やNPOなど)での開発教育の実践や研究に関して、相応の実績があること。
- ③応募時点での年齢が概ね45歳以下であること。
- ④応募時点で、国内外の大学院に正規に在籍していないこと。ただし、科目履修生として登録している場合は、正式な在籍とはみなされません。なお、博士後期課程への進学を希望する場合は、博士前期課程または修士課程に在籍したまま応募することができます。
- ⑤他の学費給付型奨学金の受給が確定していないこと。

### 3) 応募条件

応募者は、次の①から⑤の条件をすべて満たす必要があります。

- ①明確な研究計画をもち、国内外の大学院(修士課程または博士課程)への進学を予定していること。
- ②奨学金の受給期間中に、DEARから研究内容やその進捗状況について報告が求められた場合(年1~2回を予定)は、対面またはオンラインで誠実に対応できること。
- ③課程修了後に、地域や所属組織において、開発教育の調査研究や普及推進に積極的に取り組む強い意志があること。または、将来的には、大学や研究機関などでの研究職として、開発教育研究を志望していること。
- ④課程修了後に、DEARの調査研究事業などに積極的に参加または協力する強い意志があること。
- ⑤受給期間中には研究経過報告書、過程修了後には成果報告書を提出すること

### 4) 研究計画

本奨学金が、受給者に大学院で取り組むことを期待する研究計画のテーマや内容は、次の通りです。

- ①開発教育の理論や実践や政策などに関わるもの。
- ②開発教育とこれに関連する領域(たとえば、地球的課題に関わる教育、学校教育・教科教育、社会教育・生涯学習、国際協力・国際開発、市民活動、まちづくり、ジェンダー、多文化共生など)との理論的、実践的、または政策的な連携や協働に関わるもの。なお、開発教育以外の特定の分野や領域のみを研究対象とし、開発教育との関連がみられない研究を予定する応募者は、奨学金給付の対象とはなりません。
- ③そのほか、日本における開発教育の今後の普及推進に資する研究に関わるもの。

### 5) 募集期間

募集の時期や期間は特定せず、今年度末まで随時募集します。ただし、受給者数の上限に達した段階で今年度の募集を停止します。

### 6) 給付費目・給付金額

奨学金の給付対象となる費目やその金額は次の通りです。

- ①給付対象の費目は、大学院在学中の学費(入学金・授業料・施設設備費など)とします。それ以外の生活費や通学費や研究費(図書費・備品費など)は対象としません。
- ②給付金額は定額給付ではなく、大学院在学中の学費の全額を上限として給付します。

#### 7) 給付期間・給付方法

給付する奨学金の期間や方法は次の通りです。

- ①給付期間は、進学する大学院が定める標準修業年限(日本国内の大学院の場合、修士課程2年、博士課程3年)とします。ただし、長期履修制度を利用する場合は、この限りではありません。
- ②本奨学金は、入学する大学院の学費の納入時期に合わせて給付します。ただし、入学金を除く学費等は、前期後期などに分割して給付します。
- ③本奨学金は、本人名義の指定口座への振込払いとします。なお、振込手数料は当会が負担します。
- ④本奨学金は貸与ではないため、その返済は求められません。
- ⑤本奨学金は併用不可となりますので、他の学費給付型の奨学金からの重複受給は認められません。他の奨学金を受給される場合は、本奨学金の給付はご辞退願います。ただし、給付対象を学費に限定しない奨学金や、生活費などのために月額で支給される奨学金の受給は可能です。

#### 8) 給付人数

本奨学金の給付人数は、一年度あたり若干名とします。

#### 9) 応募書類など

応募書類は次の通りです。様式自由の書類の判型はA4判としてください。

- ①応募申請書(所定様式、顔写真は不要)
  - ・応募者情報のほか、主な学歴や職歴、進学希望先などを記載したもの。
- ②研究計画書(様式自由、3200字以内)
  - ・大学院で取り組む研究活動の目的や意義、内容や方法、および期待される成果や主な参考文献などを記載したもの。
- ③実践研究実績一覧(様式自由、概ね過去5年以内のもの、様式自由)
  - ・開発教育に関する実践や研究の実績(例:論文・教材・報告書等の著作物、担当した事業、参加した会議、講座等の講師や大学等の非常勤講師の経験など)を一覧として記載したもの。
- ④エッセイ(様式自由、1600字以上3200字以内)
  - ・開発教育に関心をもった経緯や動機、開発教育を研究対象としたい理由や問題意識などについて述べたうえで、課程修了後に地域や組織でどのような活動や事業に取り組みたいのか、また、将来的に開発教育にどのように関わっていきたいのかを具体的に記述したもの。
  - ・エッセイには、記述内容を簡潔に表すタイトルを付記すること。
- ⑤推薦状(自由様式、1通)
  - ・推薦者による応募者の人物評価に加えて、開発教育活動に関する地域や組織での実践活動、あるいはこれまでの研究活動に関する実績評価を記載したもの。
- ⑥その他の提出書類
  - ・合格通知書(写)
  - ・在学証明書(写も可)
  - ・学費領収書(写)
  - ・DEARの事務手続のための書類(当会事務局からの依頼に応じて提出)

#### 10) 応募書類の提出方法と提出時期

##### ①提出方法

上記9)の①から④の応募書類をPDFファイルに変換したものを当会事務局宛てに電子メールで送付してください。ただし、⑤の書類については、応募者ではなく、推薦者自身が直接当会事務局宛てに送付してください。

応募書類一式と推薦状の受領をもって応募書類の受理とします。

##### ②提出時期

上記9)の①から⑤の応募書類は、受験する入学試験の3ヶ月前までに、当会事務局が受理できるように送付してください。なお、⑥の合格通知書は合格決定後に、在学証明書は入学後に、それぞれのコピーをPDFファイルに変換して当会事務局宛てに送付してください。

## 11) 選考方法

### ①一次選考(書類選考)

提出された応募書類の内容を精査して、総合的に審査します。

### ②二次選考(面接選考)

一次選考の通過者に対して二次選考(面接)を実施します。面接の日時と会場は応募者の事情を考慮して、当会が指定しますが、オンラインで実施する場合があります。

## 12) 選考・採否の決定

①選考および採否の決定は、当会が設置する選考委員会が選考し、理事会が採否を決定します。

②選考結果は、応募者の入学試験日の2週間前までに本人宛てにメールで通知します。

③応募者の氏名、選考の経過や採否の理由については公表されませんが、給付対象者の氏名は、ご本人の同意を得た上で、入学後に進学先の大学院名とともに、当会の広報媒体上で公表されます。

④応募書類は採否の結果にかかわらず返却しません。

⑤給付決定後に応募資格や応募条件の不備、応募書類への虚偽申告などの不正行為が明らかになった場合には、給付決定が取り消される場合があります。

## 13) 給付の休止・停止・廃止

本奨学金の受給者(奨学生)が、次のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、または廃止します。

①病気や災害や家庭の事情などのやむを得ない事情により、修学または研究の継続が困難となり、休学または長期欠席となったとき。

②当会に対する研究活動の報告義務または必要書類の提出義務を怠ったとき。

③当会との通信や連絡が取れなくなったとき。

④事前の申告なく休学または長期に欠席したとき(原則3か月以上)。

⑤標準修業年限で超えて在籍するとき。ただし、長期履修制度を利用する場合は、この限りではありません。

⑥他の奨学金の受給が決定するなど、本奨学金が必要でなくなったとき。

⑦研究意欲が著しく低下するなどして、課程修了が見込めなくなったとき。

⑧停学や退学や除籍などの懲戒処分を大学院から受けたとき。

⑨応募書類の虚偽申告、奨学金の不正受給または不正使用などの不正行為が明らかになったとき。

⑩当会の名誉を傷つけたと認められるような行動をしたとき。

⑪そのほか、本規程に違反したときや本奨学金の給付が適当ではないと判断されるとき。

## 14) 奨学金の返還

給付決定が取り消された時点で、すでに奨学金が給付されている場合、または、奨学金給付が廃止された場合は、奨学金の全学または一部を返還していただきます。

## 15) 個人情報の取り扱いについて

当会が取得した個人情報は、本奨学金事業に係る目的にのみに使用します。

## 16) 応募書類提出先・問い合わせ先

認定NPO法人開発教育協会(DEAR)

〒113-0002 東京都文京区小石川2-17-41 富坂キリスト教センター2号館内

E-Mail: main@dear.or.jp

(※事務局は在宅勤務をしていますので、ご連絡や書類のご送付はメールでお願いします)

以上